

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月29日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 許可番号 平成18年1月13日  
長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-14号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字西野沢原1323-81
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区道玄坂1-21-14  
東急ホーム株式会社 代表取締役社長 金指 潔

建築まちづくりチーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月29日

長野県上小地方事務所長 田中 利明

- 1 許可番号 平成18年3月2日  
長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-17号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上田市腰越字後田206-3、215-3、216-1、217-1、217-4、217-9、219-1、222、225-2、225-5、225-6、225-7、225-8、225-9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市常磐城三丁目2236-2  
株式会社信州さがみ典礼 代表取締役 池田 成彦

建築まちづくりチーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月29日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 (1) 許可番号 平成18年4月12日  
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大門六番町158-5、158-9、158-10、161-2、161-7、161-8、161-9、161-10、161-11、161-12、161-13、162-7、162-10
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下伊那郡豊丘村大字神稲9182番地  
神稲建設株式会社 代表取締役 原 弘也
- 2 (1) 許可番号 平成18年5月12日  
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘高出字上村1597-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区東日暮里6-49-10 藤原 友信

- 3 (1) 許可番号 平成18年4月13日  
長野県指令17建第3-19号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字片丘字町村9608番地8
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市大字芳川野溝1184-1 D-21 小松 誠
- 4 (1) 許可番号 平成18年4月6日  
長野県指令17建第3-21号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字宗賀字床尾2342-2、2344-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字宗賀2344-4 関澤 功

建築まちづくりチーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月29日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

- 1 許可番号 平成18年3月13日  
長野県北安曇地方事務所指令17北安地商第31-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北安曇郡池田町大字会染8423-5、8423-6、8425-2、8520-9、8520-10、8524-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北安曇郡池田町大字会染6320  
株式会社矢口工務店 代表取締役 矢口 和宏

建築まちづくりチーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月29日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

- 1 許可番号 平成18年5月30日  
長野県指令18建第6-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字幸高字屋敷添480-1、480-12
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市若穂綿内8677-2 フレグランスにしみやS-101  
齋藤 綾子・齋藤 泰之

建築まちづくりチーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月29日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成18年度県営住宅加茂団地外10団地消防用設備等点検業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

## (3) 履行期間

平成18年8月17日から平成19年2月23日まで

## (4) 履行場所

諏訪市加茂町二丁目7218-3

県営住宅加茂団地外10団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 地域政策チーム土地利用・建築室

電話番号 0266 (57) 2924 (直通)

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年7月27日(木) 午前10時30分

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 504号会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年7月20日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

で必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月29日

長野県立こども病院長 宮坂 勝之

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

多機能ベッドサイドモニタ 一式 3セット

## (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

平成18年9月29日

## (4) 納入場所

長野県立こども病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部財務ユニット

電話 0263(73)6700 内線 3018

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年7月11日 午前10時  
イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成18年7月10日 午後5時(必着)  
イ 場所 安曇野市豊科3100(郵便番号 399-8288)  
長野県立こども病院 経営管理部財務ユニット
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要です。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院チーム

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年6月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	望月会場	佐久市協和131-1 望月警察署	40名
8月9日(水)		茅野会場	茅野市本町西9-39 茅野警察署	50名
8月23日(水)		長野会場	長野市三輪1-6-15	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年6月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月30日(水)	午前10時から午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-305 塩尻警察署	20名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年6月29日

長野県公安委員会

## 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（2級）	平成18年10月1日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

## 3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

## 4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

## 5 受検定員

種別	定員
雑踏警備業務（2級）	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

## 6 受検の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話026(233)0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

## イ 受付期間

平成18年7月11日（火）から7月12日（水）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

## (2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする

る者が警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年7月28日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

### (3) 検定手数料

検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3047)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月29日

長野県警察本部長 渡辺 巧

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ1,109台及び周辺機器等一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成18年11月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部警務部情報管理課  
電話 026-233-0110 内線 2421

### 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年7月12日 午後1時30分
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室

### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年8月8日 午前11時00分から  
イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成18年8月7日 午後5時  
イ 場所 警察本部専用番号 380-8510  
長野県警察本部 警務部情報管理課
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年7月25日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 その他  
詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
1,109 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:  
From November 1, 2006 until March 31, 2007
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender;  
description/conditions/and other inquiries:  
Information Management Division, Police

Administration Department  
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano  
City  
TEL:026-233-0110 Ext.2421

(5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time:11:00AM August 8, 2006  
Place:Conference Room 403, Nagano Prefectural  
Government West Annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery  
location:  
Time:5:00PM August 7, 2006  
Place:Information Management Division, Police  
Administration Department  
380-8510(Exclusive postal code for Nagano Prefectural  
Police Headquarters)

情報管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成18年 6月29日

長野県工業技術総合センター所長 島田 享久

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等及び数量  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
別表のとおり
- (4) 納入場所  
別表のとおり
- (5) 入札方法  
別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。  
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 問い合わせ先等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所  
長野市若里一丁目18番1号  
長野県工業技術総合センター サポートチーム  
電話 026(226)2812
- (2) 仕様等に関する問い合わせ先  
別表のとおり

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札説明会

実施しません。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

別表のとおり

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## (9) 郵送による入札書の受領

行いません。

## 5 その他

詳細は、入札説明書のとおりです。

## (別表)

調達する物品等及び数量	納入期限	納入場所及び仕様等の内容、問い合わせ先	入札及び開札の日時及び場所	等級区分
EMI解析装置一式	平成18年11月30日	岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000	平成18年7月19日(水)午前10時 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 1階小会議室	A B
テストレシーバー式	平成18年11月30日	岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000	平成18年7月19日(水)午後1時 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 1階小会議室	A
交流安定化電源一式	平成18年11月30日	岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000	平成18年7月19日(水)午後3時 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 1階小会議室	A B C

産業技術支援チーム